

# 長和町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

長和町教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2～5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童の教育に取り組むことができるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けて、より良い教育を行うことを目的として地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定する計画である。

長和町教育大綱の取組施策に掲げる「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」の実現のためには、教育職員が心身ともに健全な状態を保ち、誇りとやりがいをもった上で職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境づくりが必要不可欠であるといえる。

本計画における「働き方改革」は、単に労働時間を削減することのみに特化することなく、教育職員が「限られた時間の中で最大限の成果を出す」という意識の醸成により、業務の純化と効率化を徹底することで、本来的に担う指導業務に注力できる時間の創出を目指している。

また、「働き方改革」を通じて、教育職員の事務作業を効率化することにより生みだされる時間で児童と向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

長和町教育委員会は、本計画を学校と連携して推進するとともに、保護者や地域の理解と協力をいただきながら、教育職員のウェルビーイングを達成し、長和町の未来を担う児童たちの豊かな学びと成長を実現できるよう目指す。

併せて、取り組みの状況や課題について継続的に検証を重ねるとともに、必要に応じて計画の見直しを行いながらより効果的な「働き方改革」を進める。

## (2) 当町の現状

当町では、令和5年度に、学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として「長和町教育委員会に属する県費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内と規程して、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

取り組みの結果、当町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る場合
小学校	月27.3時間	19.95%	1.89%

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を20時間程度にする。
- ③ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間310時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合ゼロを維持する。(R6:0名)
- ③ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする。(R6:70)
- ④ ストレスチェックにおける仕事の負担のうち、情緒的負担の値を2.5以上とする。(R6:2.17)

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

当町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組むこととする。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### I 学校以外が行うべき業務

##### ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童が学校に登校する時間の見直しを行う。

##### イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童が補導された際の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後や夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ウ 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・既に公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステム等の導入を検討する。

##### エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の実施状況等の応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

**オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）**

- ・保護者に対して、子育て支援センター、子育て支援係及び健康づくり係などの相談窓口の周知を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

**II 教員以外が積極的に参画すべき業務**

**カ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）**

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

**キ 学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）**

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用する。

**ク ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）**

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって行いつつ、ICT機器導入業者へ管理業務を委託する。

**ケ プール等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）**

- ・プール等の管理については、民間事業者等への管理委託について検討する。

**コ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）**

- ・デジタル技術等による当該業務の効率化を図る設備の導入や職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に負担が集中しない環境を整備する。

**サ 児童の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）**

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検など必要な措置を講じたうえで、学級担任等特定の教員のみが対応するのではなく、職員の輪番制等による負担軽減を図る。

**シ 校内清掃（「3分類」⑫関係）**

- ・学級担任などの教育職員は、児童に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、職員の輪番制等による負担軽減を図る。

**III 教員の業務ではあるが負担軽減を促進すべき業務**

**ス 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）**

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭または学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童の見守りについては、児童の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築したうえで実施する。

**セ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）**

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に配置するとともに、自動採点技術などデジタル技術の活用を促進する。

## ソ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教育職員と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ業務委託等その他の方法も検討する。

## タ 支援が必要な児童・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・児童の課題の状況に応じ、養護教諭のほかスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援介助員、医療若しくは福祉に関する専門人材または日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、それぞれの人材と教員の協働を促進する。
- ・保健福祉課等の関係機関に対して、必要な体制の確保のため、積極的に参画するよう促す。

## （2）学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数になるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し及び放課後の活動時間を勤務時間内で設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%に引き上げる。（R6:43%）

## （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業まで11時間を目安とした勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて教職員健康管理医等による助言・保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇については、まとまった日数を連続して取得できるよう、両学校に対して取得を促進する。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4日以上設定するよう推進を図るとともに長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

キ 早出遅出勤務やテレワークが可能な環境整備を図り、テレワークについて令和8年度中に検討を行い、実現を目指す。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取り組みの着実な実行を図るため、両小学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度長和町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童の支援に専門的な知見を有する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 長和町教育委員会においては、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校のほか、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに長野県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。また、各学校においては、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会・学校運営委員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- (5) 保護者及び地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、当町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。